

ID: 1011

担当部署: 市民部 税務課 資産税係

処分の概要	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市税条例 第91条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第65号		
【根拠条文】			
(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)			
第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。			
2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年7月29日	最終変更年月日	令和7年7月31日